

## 指定管理者の選定結果等について (とたにコミュニティセンター)

とたにコミュニティセンターの指定管理者の指定について、非公募により、次のとおり候補者を選定し、令和2年12月の三条市議会第7回定例会において指定の議案が可決されました。

|              |   |
|--------------|---|
| 施設名          | とたにコミュニティセンター   |
| 所在地          | 三条市上谷地 29 番地  |
| 指定管理者        | とたにコミュニティセンター管理組合<br>組合長 坂井 栄一<br>住所 三条市新屋 1344 番地 4  |
| 指定期間         | 令和3年4月1日～令和8年3月31日  |
| 非公募により選定した理由 | 本施設は、設置当初から「とたにコミュニティセンター管理組合」が管理委託を受託しており、平成18年度からは指定管理者として管理運営業務を行っています。施設設置に当たり、地元の自治会が母体となって組織された団体であり、組合員1人1人が管理運営に対して意欲的に取り組んでいます。所管課が行った総合評価においても継続管理の基準であるB以上の評価であったことなどから、現指定管理者の「とたにコミュニティセンター管理組合」を非公募により候補者としたものです。 |
| 指定までの流れ      | 外部委託等審査委員会 令和2年11月13日<br>指定管理者の指定 令和2年12月21日  |
| 所管部署         | ○三条市大崎会館及び三条市大崎会館分館に関すること<br>経済部 地域経営課 地域振興係<br>TEL 0256-34-5624 (直通)<br>E-mail: chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp<br><br>○指定管理者制度に関すること<br>総務部 行政課 庶務係<br>TEL: 0256-34-5516 (直通)<br>E-mail: gyousei@city.sanjo.niigata.jp      |